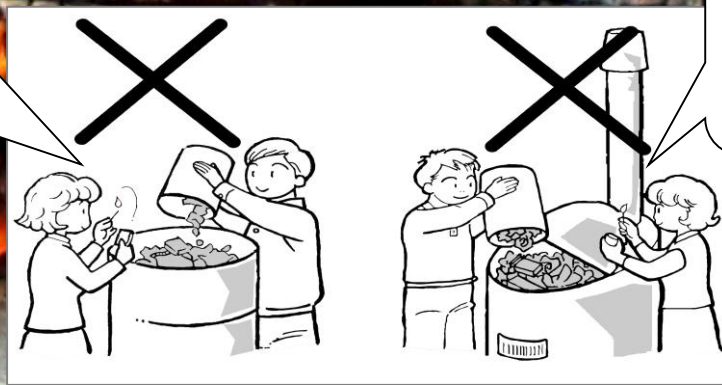


野外焼却は

禁止

やめましょう!

ドラム缶やフロック
囲い、穴掘り等で
ごみを燃やすのは
ダメだよ!



簡易焼却炉は
使えないよ!

- 家庭の「ごみ」は分別して、収集日にごみ集積所へ出しましょう。
- 事業所の「ごみ（一般廃棄物・産業廃棄物）」は、町では収集しません。町や県から許可を受けた収集運搬業者に依頼し、適正に処理しましょう。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】(要約)

● 野外焼却の禁止(第16条の2)

何人も、次に掲げる方法による場合を除き

廃棄物を焼却してはならない。

《焼却禁止の例外》	《具体例》
1 廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却	法令で定める廃棄物の処理基準を遵守して行なう廃棄物の焼却(法令の基準に合った廃棄物焼却炉を用いて行なう焼却)
2 他の法令又はこれに基づく処分により行なう廃棄物の焼却	家畜伝染予防法に基づく焼却や森林病虫害防除法による駆除命令に基づく焼却
3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの	政令で定めるもの
	① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために 必要な 廃棄物の焼却 (例：河川敷の草焼き、道路側の草焼き等)
	② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために 必要な 廃棄物の焼却 (例：災害時の応急対策、火災予防訓練)
	③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために 必要な 廃棄物の焼却 (例：正月のしめ縄や門松等をたく行事、塔婆の供養焼却)
	④ 農業、林業又は漁業を営むために やむを得ないもの として行われる廃棄物の焼却 (例：焼き畑、もみ殻、稲わら、下枝等の焼却)
⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって 軽微なもの (例：落ち葉たき、たき火、キャンプファイヤー)	
「注意」	・上記の方法により焼却を行った場合であっても、ご近所に迷惑がかかるなど、周辺的生活環境への影響が認められる場合には、行政処分や行政指導の対象になります。 ・野外等で不法な廃棄物の焼却をした者は、罰則の対象となります。

野 外 焼 却 Q & A

Q 農業を営んでいると稲わら、もみ殻、草などが出ますが、それらを焼却することはできますか？

A 稲わら、もみ殻、草等の焼却は、農業を営む上でやむを得ない焼却にあたりますので焼却はできますが、堆肥にするなどの検討をお願いします。なお、焼却する場合には、風向きなど周辺の住宅への配慮をしてください。また、火災と紛らわしい場合は、消防署への届出が必要です。

Q 庭の落ち葉を集めて、たき火をしてもいいですか？

A 日常生活を営む上での軽微な焼却にあたりますのでたき火を行うことはできますが、できるだけ燃えるごみとして集積所に出してください。なお、たき火を行う場合には、周辺の住宅に迷惑がからないよう、風向き等に注意し、少しずつ行って下さい。

Q 風俗習慣上の行為を行うための廃棄物の焼却とは、具体的にどんなことですか？

A どんど焼きなどの地域の行事における物で、お札、しめ縄、門松、破魔矢などがあります。しかし、最近ではビニールやプラスチックを使用した物があるので、分別が必要です。

※詳しくは下記までお問い合わせください。

寄居町生活環境エコタウン課環境保全班

電話：048-581-2121 (内線 223・224)